

## 日本小児看護学会「地方会」に関する申し合わせ

### (目的)

- 第1条 地方会は、日本小児看護学会（以下、「本会」とする）の目的を遂行するための事業として行われるものであり、原則的に自発的組織である。本会は連携を取りながらその活動の支援を行う。
- 2 小児医療・看護の質の向上のための啓発（健やか親子 21 などとの連携）を行う。
  - 3 該当地区の会員数の増加を図る。
  - 4 地方における小児看護に関連した草の根的な活動を支援することを通して、学会活動を活性化する。

### (構成)

- 第2条 地方会は次の各号に挙げる者で組織する。
- 一. 当地の代表者（評議員、もしくは会員）1名
  - 二. 世話人 適当数

### (支援方法)

- 第3条 本会は、一年ごとに一地区、特に会員の少ない地区における地方会活動や小児看護の草の根的な活動をしている会の活動を支援する。理事および評議員は地方会にて、本会の目的を伝え広報を行う。各地方会は、地方会（研修会等）開催後も活動が継続できるよう自助努力し、本会も支援を行う。

### (担当理事)

- 第4条 学術交流担当理事は、地方会（研修会等）開催の準備、当日の運営などに関して地方会開催担当者と連絡を密にとり、必要に応じて相談にのる。

### (補助金)

- 第5条 地方会（研修会等）開催に必要な運営費は、本会学術交流推進活動委員会より 20 万円を限度として補助する。
- 2 地方会補助金は、地方会開催決定後すみやかに、本会学術交流推進活動委員会より地方会会計担当者に振込される。
  - 3 予算執行方法は、日本小児看護学会予算執行申し合わせ事項 2007 に従う。
  - 4 地方会終了後、地方会会計担当者は決算報告とともに残金を本会学術交流推進活動委員会会計に返却する。

### (経費)

- 第6条 地方会（研修会等）開催に伴う費用は、次のように定める。
- (1) プログラムに関する依頼については、会員・非会員とも旅費・宿泊費を実費で支払う。
  - (2) シンポジスト等への謝金は、非会員 10,000 円程度とする。原則として会員には支払わない。
  - (3) 会費については参加者より資料代程度を徴収し、地方会の運営にあてることが望ましい。

(地方会ブロック)

第 7 条 地方会は、事業のために全国を次に挙げるブロックに分けて行う。このブロックは、固定したものではなく、本会が必要と認めた場合、あるいは地方会開催者の申し出等により、統合したり分割したりすることができる。

- (1) 北海道地区
- (2) 東北地区
- (3) 関東地区
- (4) 甲信越地区
- (5) 中部地区
- (6) 北陸地区
- (7) 近畿地区
- (8) 中国地区
- (9) 四国地区
- (10) 九州地区
- (11) 沖縄地区

(広報活動)

第 8 条 本会は、広く会員に向けて地方会活動に関する広報活動を行い、地方会開催希望者を募るなど、地方会活動の活性化に向けて助力する。

(事業計画等の審査)

第 9 条 地方会開催希望者が複数の場合には、事業計画および予算案を提出してもらい、本会学術交流担当理事が審査を行い、決定する。

附則

この申し合わせは、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

附則

この申し合わせを一部改正し、平成 20 年 3 月 8 日から施行する。